

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおり信用格付の結果を公表します。

## 株式会社 SANKYO（証券コード:6417）

### 【据置】

長期発行体格付 格付の見通し	A- 安定的
-------------------	-----------

### ■格付事由

- (1) パチンコ・パチスロの大手遊技機メーカー。パチンコのシェアは上位にあり、複数の有力タイトルを保持する。遊技機製造は、規則に対応した製品開発や保安通信協会の型式試験への厳密な対応が必要であるため参入障壁が高い。一方で、ヒット機種の有無や法規制変更による収益への影響が大きい。近年は、ギャンブル依存症対策の一環として、遊技機の射幸性をより抑制する方向性が強まっており、18年2月1日に風適法施行規則が改正された。
- (2) パチンコ・パチスロ市場は長らく縮小傾向が続いている。さらに、足元では風適法施行規則改正などの影響で、パチンコホールは遊技機購入に慎重になっている。厳しい事業環境の中、当社の遊技機の販売台数も伸び悩み、当面の収益は低迷することが予想される。ただ、新規則に適合した遊技機が浸透するにつれ、販売台数は持ち直し、収益は徐々に回復するとみている。加えて、豊富な手元流動性と強固な財務基盤により、収益低下局面を乗り切るだけの体力を有していると判断している。以上を踏まえて格付を据え置き、見通しを「安定的」とした。
- (3) 18/3期の営業利益は40億円（前期比20.9%減）の見通し。今後販売される新規則適合遊技機と旧基準遊技機の入替えには時間がかかることが想定される。19/3期の収益も引き続き厳しい状況が続く見通しだが、20/3期以降は販売台数回復により収益は改善に向かうと考えている。しかし、若年層のパチンコ離れなどにより遊技機市場が縮小傾向にあるという構造的な問題に変化はない。今後は改正規則の特徴を活かしたファン層を広げるような遊技機を開発することが課題となる。
- (4) 17/3期末の自己資本比率は86.9%、手元流動性は2,858億円と財務基盤は強固である。今後の設備投資は減価償却費レベルで推移する見通しである。また、同業他社が積極的に遊技機以外の事業を展開している中、当社は遊技機を中心とした事業領域を強化することを志向している。そのため新規事業分野への大型投融資などによる財務構成への影響は限定的と考えている。

（担当）加藤 直樹・井上 肇

### ■格付対象

発行体：株式会社 SANKYO

### 【据置】

対象	格付	見通し
長期発行体格付	A-	安定的

## 格付提供方針に基づくその他開示事項

1. 信用格付を付与した年月日：2018年2月7日
2. 信用格付の付与について代表して責任を有する者：湊岡 由典  
主任格付アナリスト：加藤 直樹
3. 評価の前提・等級基準：
 

評価の前提および等級基準は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に「信用格付の種類と記号の定義」(2014年1月6日)として掲載している。
4. 信用格付の付与にかかる方法の概要：
 

本件信用格付の付与にかかる方法の概要は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「格付関連情報」に、「コーポレート等の信用格付方法」(2014年11月7日)として掲載している。
5. 格付関係者：
 

(発行体・債務者等) 株式会社 SANKYO
6. 本件信用格付の前提・意義・限界：
 

本件信用格付は、格付対象となる債務について約定通り履行される確実性の程度を等級をもって示すものである。

本件信用格付は、債務履行の確実性の程度に関しての JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではない。また、本件信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではない。本件信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれない。

本件信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動する。また、本件信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCR が格付対象の発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものであるが、当該情報には、人為的、機械的またはその他の理由により誤りが存在する可能性がある。
7. 本件信用格付に利用した主要な情報の概要および提供者：
  - ・ 格付関係者が提供した監査済財務諸表
  - ・ 格付関係者が提供した業績、経営方針などに関する資料および説明
8. 利用した主要な情報の品質を確保するために講じられた措置の概要：
 

JCR は、信用格付の審査の基礎をなす情報の品質確保についての方針を定めている。本件信用格付においては、独立監査人による監査、発行体もしくは中立的な機関による対外公表、または担当格付アナリストによる検証など、当該方針が求める要件を満たした情報を、審査の基礎をなす情報として利用した。
9. JCR に対して直近 1 年以内に講じられた監督上の措置：なし

### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。また、JCR の格付は意見の表明であって、事実の表明ではなく、信用リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR の格付は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。格付は原則として発行体より手数料をいただいで行っております。JCR の格付データを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR の格付データを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

### ■NRSRO 登録状況

JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a) 項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

**株式会社 日本格付研究所**

Japan Credit Rating Agency, Ltd.  
信用格付業者 金融庁長官(格付)第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル